

下 水 道 事 業 会 計

令和5年度鎌ヶ谷市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度鎌ヶ谷市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	77,689人
(2) 年間有収水量	6,455,896 m ³
(3) 主要な建設改良事業	
管渠建設改良事業	1,015,382千円
流域下水道建設負担金	92,370千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,840,370千円
第1項 営業収益		1,087,462千円
第2項 営業外収益		752,908千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,768,074千円
第1項 営業費用		1,665,606千円
第2項 営業外費用		98,708千円
第3項 特別損失		260千円
第4項 予備費		3,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する662,925千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,254千円、当年度分損益勘定留保資金411,936千円及び減債積立金209,735千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,124,484 千円
第1項 企業債	664,100 千円
第2項 他会計出資金	236,839 千円
第5項 国庫補助金	200,000 千円
第7項 負担金	23,545 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,787,409 千円
第1項 建設改良費	1,107,752 千円
第3項 企業債償還金	676,157 千円
第8項 予備費	3,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金システム更新負担金	自 令和5年度 至 令和9年度	9,009 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 536,700	証券発行 又は 証書借入	4%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金については、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	85,100			
資本費平準化	42,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 159,328千円

令和5年2月16日 提出

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

